第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1)計画の目的

柏市では、「男女共同参画社会基本法・第14条」に則り、「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、男女がそれぞれに自立し、「多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち柏」を目指すべき街の姿とします。

本計画に沿って、関係各課が事業を遂行していくことを目的としています。

(2)計画の考え方

男女共同参画は、各家庭での家事・育児といったごく身近な問題から、DVなどの人権問題、男性の働き方、女性の働き方といった問題、引いては少子高齢化といった社会問題に至るまで、幅広い領域に関わっています。

これまでの計画では、そのすべてを網羅することを目標に、計画の内容を構成していました。しかしながら、本計画の策定にあたって審議会では、これまでの成果や課題を踏まえた上で計画全体を見直すこととし、より実効性のある計画を目指して、取り組むべき施策について審議を重ねました。その際、計画の内容が市民の皆様にご理解いただけるように、施策間のかかわりを図式化する、わかりやすい文章表現を採用する、専門的な用語に解説を挿入するなどの工夫をしました。

ア 4つの基本課題

その結果、本計画では基本課題を4つに集約しました。それらは、1.「女性の活躍促進」2.「仕事と生活の調和の推進」3.「男女共同参画を目指す教育・学習の推進」4.「人権に対する配慮」の4つです。これらの課題のなかから、国が特に力を入れている「女性の活躍促進」を重点課題に掲げました。

イ 推進体制は別に記載

推進体制については計画の進捗を担保するため、4つの基本計画とは別にして、特段 力を入れていくこととします。

(3)計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に規定されている市町村 男女共同参画計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 の第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画です。また、市の最上位計画で ある「柏市総合計画」の部門計画です。

(4)計画の期間

平成28年度から平成38年度の11年間。前期は平成28年度から平成33年度の6年間とします。ただし、前期は3年を目安に各項目の内容を検証し、必要があれば改定します。

多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち柏

基本目標

基本課題

施策の方向性

I.男女が活躍できる環 境づくり

1. 女性の活躍促進 政策・方針決定の場 へ男女が平等に参 画する **重点課題**

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進
- (2) 防災・地域活動、雇用等あらゆる分野への女性の参画の推進
- 2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 男女の働き方を見直し,仕事と生活の調和を目指す

3. 男女共同参画を目

- (3) 男女が共に担う家庭・地域づくり
- (4) 男女が平等に仕事と生活を両立できる環境づくり
- (5) 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し
- (6) 男女平等教育の推進

II. 互いを穹 重 しあう意 識づくり

- **4.人権に対する配慮** 人権と性差を尊重 する
- (7)人権の尊重
- (8)性差に配慮した健康支援
- (9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 柏市 DV 対策基本計画

推進

男女共同参画推進 体制の充実

- (1)計画の推進体制の強化
- (2) 男女共同参画センターの運営
- (3)計画の効果的な進行管理

推進体制

庁内の男女共同参 画の推進

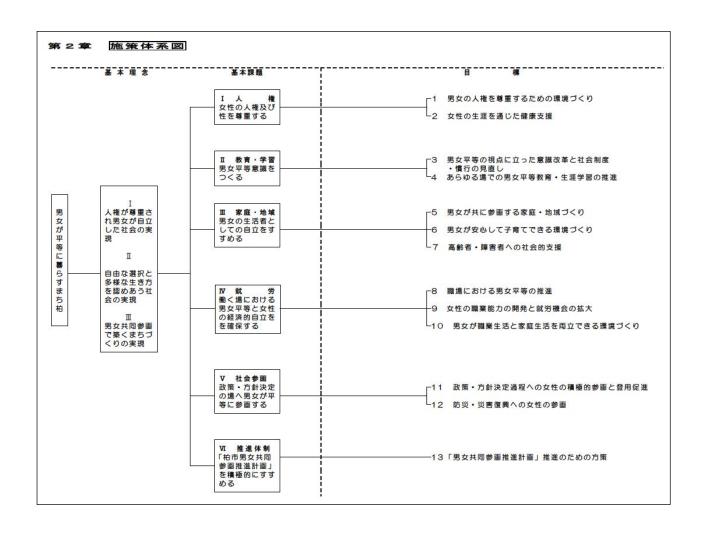
- (4) 男女共同参画推進庁内連絡会議の充実
- (5) 市職員の意識の向上

2 前計画の総括

柏市では平成13年10月,柏市男女共同参画推進計画を策定し、男女が平等に暮らすまち柏の実現を目指し、さまざまな事業を展開してきました。前計画の期間(平成13年度~27年度)で柏市の男女共同参画社会の実現に向け、どの程度進捗したのかを総括し、課題を明らかにすることで、新しい計画に反映しました。

(1)前計画の体系

前計画は男女が平等に暮らすまち柏を目指し、3つの基本理念、6つの基本課題、13の目標を掲げ、さまざまな取り組みを進めてきました。施策の体系図(後期)は以下のとおりです。



(2)計画の進捗状況の公表について

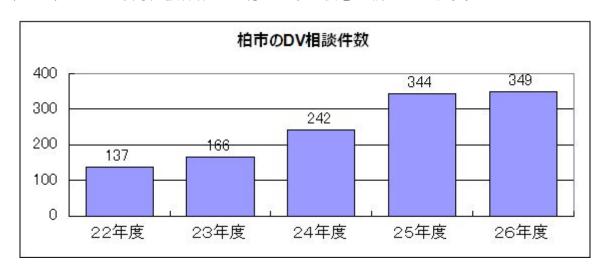
計画の進捗については、毎年度各事業の担当課から事業の進捗に関する調査票を作成し、男女共同参画室で取りまとめて、審議会で審議を行いました。平成26年度からは審議会の求めに応じ、一部の事業の担当部署が審議会に出席して説明を行いました。

計画の進捗については、審議会での審議を経た後、行政資料室への配架や柏市インターネット男女共同参画推進センター(愛称:参画 eye)に掲載することで公表してきました。

(3) 各基本課題ごとの進捗について

女性の暴力に対する侵害への取り組みは、平成13年度のDV防止法の成立など、 法律の整備が進む一方で、相談件数は増加傾向にあります。

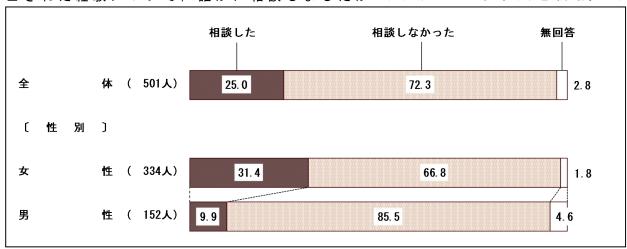
柏市でも、ここ5年間相談件数は右肩上がりの状態が続いています。



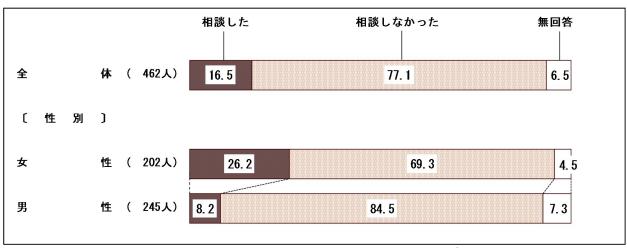
DV被害者への支援としては、相談窓口の充実、民間シェルターへの支援を行ったほか、柏警察やNPO、関係各課と連携したDVネットワーク会議を立ち上げて、情報交換等に努めました。また、女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日~25日)には図書展示や講座の開催のほか、啓発グッズを作成、配付し啓発に努めました。

相談件数の推移は右肩上がりの状況ですが、平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、暴力をされた人、した人が相談をしている割合は決して高くはありません。特に男性ではされた人、した人も相談に行った人は一割にも満たない状況です。多くの人が相談につながるよう積極的に周知を行っていく必要があります。

■された経験について、誰かに相談しましたか (平成26年市民意識調査)



■した経験について、誰かに相談しましたか



また、平成23年度には議員立法による自殺対策推進条例が成立し、自殺に対する総合的な対策を推進しました。

女性の健康支援については受診を促すため、平成24年度から乳がん、子宮がん検診時の保育の提供を始めました。平成26年度は12回の乳がん検診、3回の子宮がん検診で保育を実施しました。

基本課題Ⅱ 教育・学習

男女平等意識をつくるための啓発活動としては、男女共同参画シンポジウムや各種講座などを行ったほか、平成14年度にインターネット上の男女共同参画センターである参画 eye を開設し、世界のニュース、講座等の情報発信を行いました。参画 eye については、実際のセンターを想定して、学習・情報・相談・交流の4つの機能を持たせ、メールマガジンやパソコン講座、相談窓口の情報などを発信しました。

ただし、平成26年度に行った柏市民意識調査(市政全般に関する意識調査)では「男女共同参画社会の確立」は重要であると答えた人は40.9%に留まり、もっとも低かった「地域の国際化」(38.0%)についで「重要である」と考えている方が少ないことがわかりました。

啓発の進捗については、定期的に意識調査(平成17年度、21年度、26年度)を行い、市民の意識の変化の把握に努めました。

職員研修では、若手職員と新任管理職を中心に男女共同参画に関する研修を取り入れました。

教育分野との連携については「男女共同参画社会を目指す教育」推進委員会を立ち上げ,「男女平等教育実践指導事例集」を作成するなど,男女平等意識の推進を図ってきました。

また、隠れたカリキュラムの見直し(※1)については、男女混合名簿の導入をはじめ、研修等を通じて性別役割分担意識(※2)等に関する教員の意識啓発等を行ってきました。今後の社会を担う子どもへの啓発はますます重要となってくるため、更なる連携を図って行く必要があります。

基本課題Ⅲ 家庭•地域

社会には男性は仕事、女性は家庭という性別役割分担意識が根強く残っています。 しかし、ワーク・ライフ・バランスという考え方が注目されるようになり、平成19年 には政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定されました。

なお、柏市では働きやすい職場づくりを積極的に行っている市内の企業・事業所の支援やこれから就職を迎える学生への職場を選ぶ目を育成するため、平成18年度から「働く男女(ひと)と家庭に優しい企業表彰」を行っています。平成26年度までに13社の企業の表彰を行いました。

※1 隠れたカリキュラム 学校教育や保育において、国が定めた教育課程(正規のカリキュラム)・保育内容以外の、教師や保育士の人となりや言動、行事や慣行、進路指導等、無意識のうちに子ども達に影響を与えてしまう事柄を指します。

※2 性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

また、平成15年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づいて、市役所内でも 人事課で特定事業主行動計画を策定し、子育てしやすい職場環境の整備と職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。

基本課題Ⅳ 就労

就労の場では男女雇用機会均等法,労働基準法,育児・介護休業法,パートタイム 労働法等の法律が整備され,法制度上は男女に対し,均等な待遇が確保されてきてい ます。しかし,依然として男性と比べて女性の管理職比率や給与水準は低く,また,勤 続年数は短い状況で,実質的な機会均等が確保された状況とはなっていません。

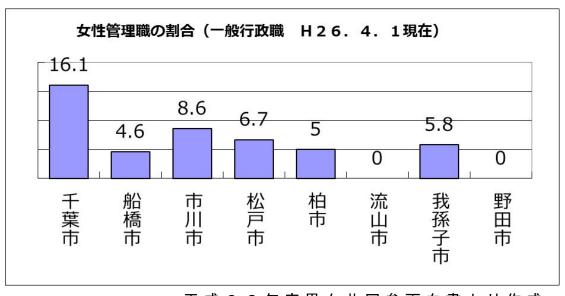
「働く男女(ひと)と家庭に優しい企業表彰」では、ワーク・ライフ・バランスだけではなく、女性の管理職への登用やセクハラへの対策についても評価の対象としており、職場環境にも配慮した評価項目を設けています。また、参画 eye では関連ニュースや講座等の情報の掲載を行いました。

しかし、現状では関係部署や関連団体等の連携が十分とは言えず、今後、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく行動計画の策定など、協力体制を図りながら、進めて行かなくてはなりません。

基本課題 V 社会参画

柏市では審議会等への女性の登用として、計画策定当初は女性委員の割合30%を目標としていましたが、平成23年度から35%を下回らないことを目標としています(柏市第四次総合計画第六次実施計画 柏市附属機関等組織運営要領)。平成24年度からは子育て中の女性の参画を促すため、審議会等の開催時に保育を行っています。平成26年度は3つの審議会等で保育を行っています。

計画当初,27.5%であった審議会等の女性委員の割合は33.9%(平成27年4月現在)となり,女性の参画が進んでいることが伺えます。しかし,個々の審議会を見てみると目標値に届いていない審議会等もあり、まだまだ十分とはいえない状況です。個々の審議会についても注視していく必要があります。

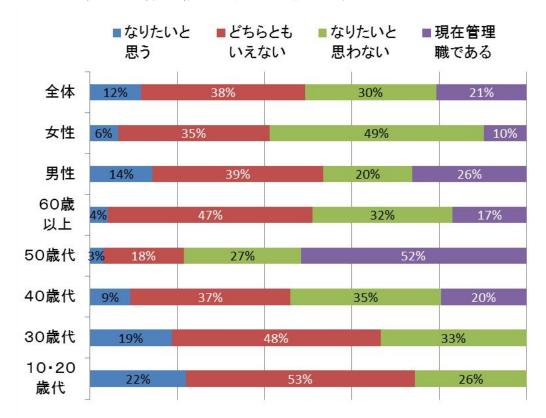


平成26年度男女共同参画白書より作成

また、庁内の女性管理職(一般行政職)については計画当初の平成13年4月1日にO.9%(課長級以上)であったのが、平成26年4月1日では5.0%になりました。上昇はしていますが、依然として低い状況です。

女性の管理職が増えないのは、管理職試験の受験者が少ないことが原因の一つと考えられます。女性職員の意識を把握し、必要な啓発等を行っていく必要があります。

あなたは管理職になりたいと思いますか?(1つ)



職員意識調査(平成27年度)

防災・災害復興への女性の参画については、計画策定当初は防災計画の策定・推進をする防災会議には、女性委員は1人もいなかったものの、平成26年10月現在で45人の委員のうち7人が女性委員となっています。女性の参画が進んでいますが、まだ十分とは言える状況ではありません。

基本課題Ⅵ推進体制

庁内の推進組織である男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会については、年に1回の研修とシンポジウムへの参加を通じて啓発を行っています。今後、男女共同参画を推進して行くためには、連絡会議・幹事会を積極的に活用して行く必要があります。

男女共同参画の推進拠点としては平成14年12月からインターネット上のバーチャルセンターとしてインターネット男女共同参画推進センター(愛称:参画 eye)を開設しました。参画 eye は市内外のNPO法人と協働で運営を行い、男女共同参画の情報発信拠点として、常に新しい情報の発信に努めました。

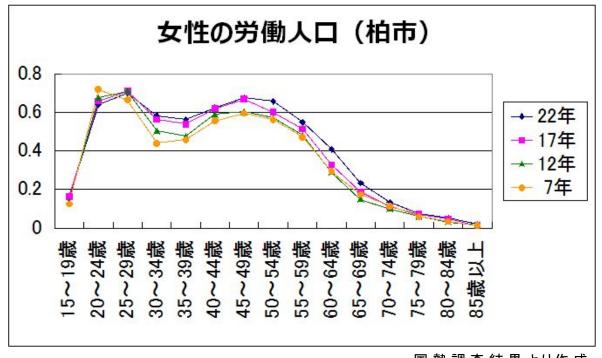
男女共同参画推進計画の進捗については、毎年度各事業の担当課が事業の進捗に関する調査票を作成し、男女共同参画室で取りまとめて、審議会で審議を行いました。 進捗状況については、審議会での審議を経た後、柏市インターネット男女共同参画推 進センター(愛称:参画 eye)に掲載しています。

なお、平成26年度からは審議会の求めに応じ、一部の事業の担当部署が審議会に 出席して説明を行っています。計画を滞りなく推進するためには担当部署の当事者意 識を育んでいくことが大切です。そのため引き続き、研修、イントラネットを使った情 報提供、企画展示など職員への啓発が不可欠です。

3 柏市の現状

(1)女性の就業

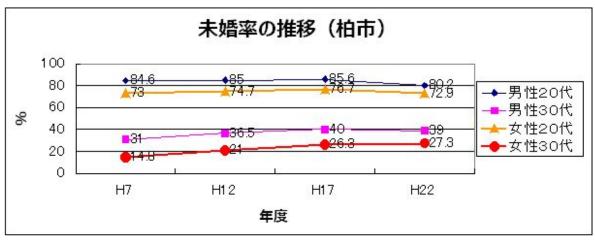
柏市の女性の労働人口は年々子育で世代の30代から40代の女性の労働人口が少なくなっており、いわゆるM字曲線を描いています。しかし、平成7年以降その窪みは浅くなってきています。また、平成7年には30~34歳が一番低かったのに対し、それ以降は35~39歳が一番低くなっています。



国 勢 調 査 結 果 より作 成

(2) 結婚,出生率・数

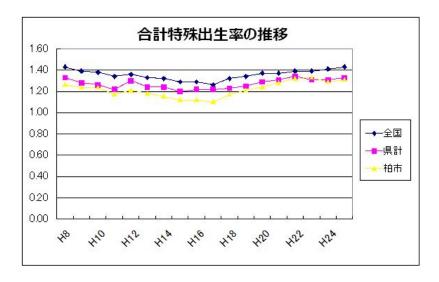
男女とも20代の未婚率については、平成7年度から平成22年度にかけて多少減少しているものの、30代については増加している状況が見られます。



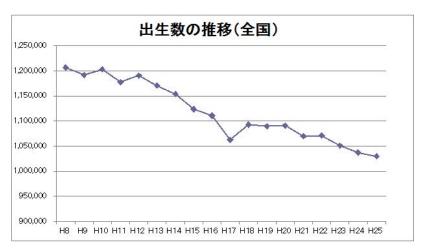
国 勢 調 査 結 果 より作 成

合計特殊出生率については、全国より、千葉県が低く、千葉県より柏市が低いという状況が見られました。柏市においては平成17年から徐々に上昇の傾向が見られましたが、出生数については出生率と同じような上昇傾向が見られるわけではありません。全国に至っては、逆に下降傾向を辿っています。出生率が上昇しても子どもを産むことができる女性が減少しているので、出生数が減少していると考えられます。

子どもを産みたいと思える社会にするには、男性も家事・育児に参加することが重要です。そのためには、男女ともに取得しやすい育児休業制度の充実、男性の意識づくり、職場がそれを認める環境づくりのほか、男性も利用しやすい施設の整備、子育ての場に男性を受け入れようという環境づくりが必要です。



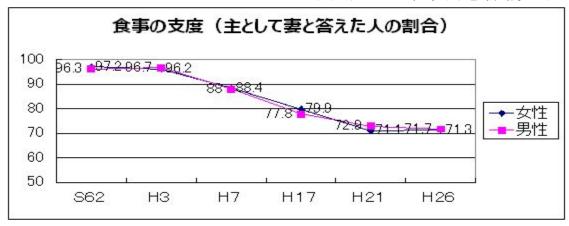


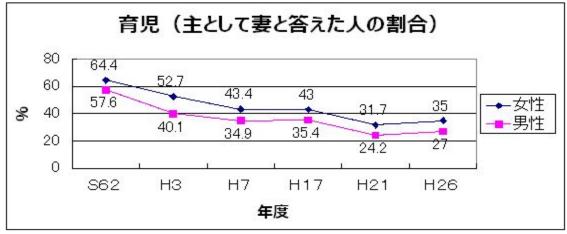


(3) 家事 • 育児

男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年度)によると昭和62年当時9割を超えていた「食事の支度」での「主として妻」との回答は平成26年度の調査では7割までに下降しています。同様に「掃除や洗濯」も7割まで下降しているという結果が出ました。また「日常の買い物」も5割強ま下降しています。「育児」については昭和62年当時「主として妻」が約6割でしたが平成26年度には約3割にまで下降してきています。妻への家事の集中は相変わらず高いとは言え、少しずつ緩和してきている状況が伺えます。

(平成26年市民意識調査)

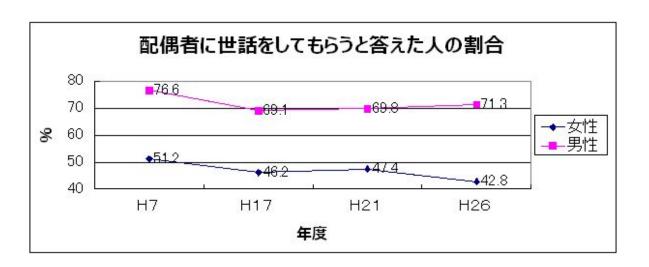


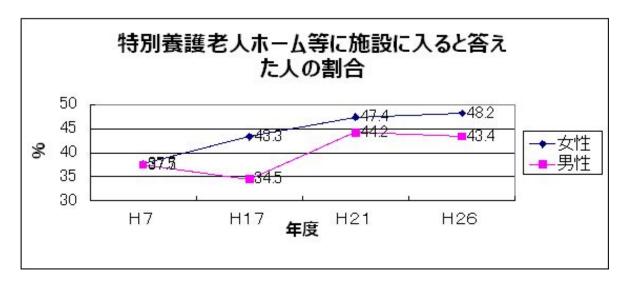


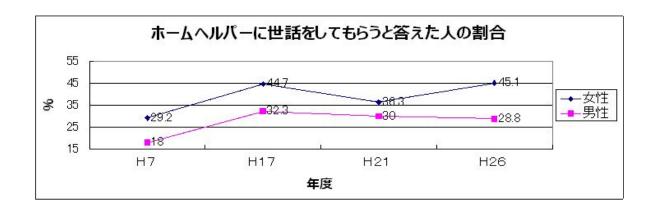
(4)介護等

男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年度)によると「日常生活が不自由になったときの身の回りの世話(2つまで)」について、「配偶者に世話をしてもらう」と回答したのは特に男性で多く7割の男性が「配偶者」と回答しています。施設やホームヘルパーなど介護サービスを希望する人も多いことがわかります。

(平成26年市民意識調査)







(5) 市民の意識

(平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査より)

調查地域柏市内全域

調査対象柏市在住の満20歳以上の男女

標本数 4,000人

標本抽出法 住民基本台帳より無作為抽出

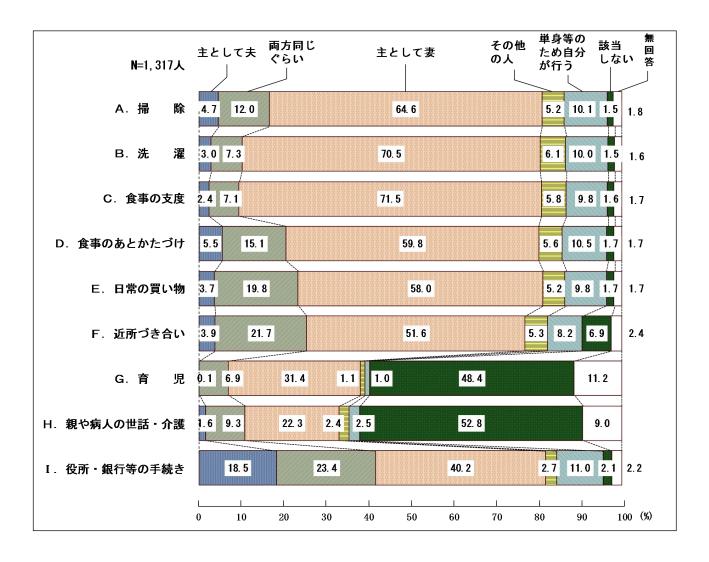
調査方法 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送によ

の回収

調査期間 平成26年9月17日~平成26年10月10日

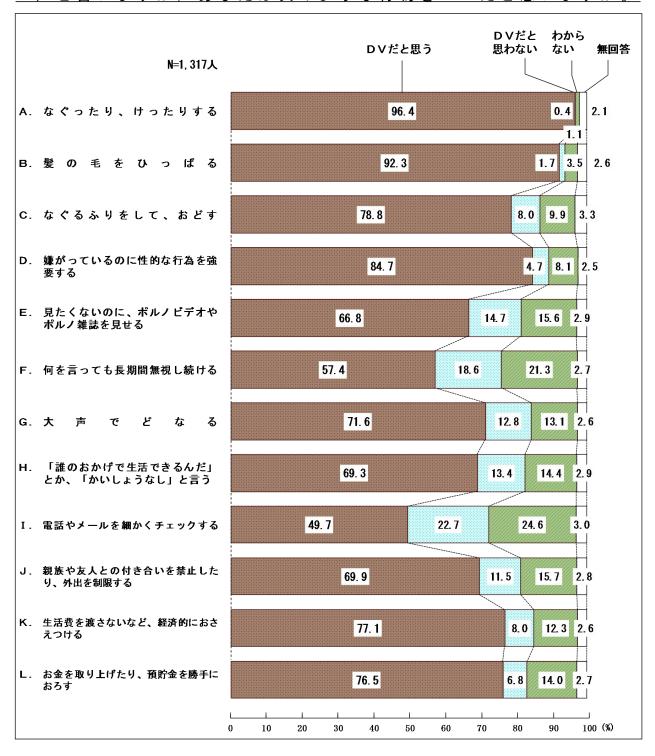
	全体	女性	男性	性別無回答
回収数(人)	1,317	739	541	37
回収率(%)	32.9	37.0	27.1	_

ア. 次のような日常的な事柄は、主に誰がしていますか。



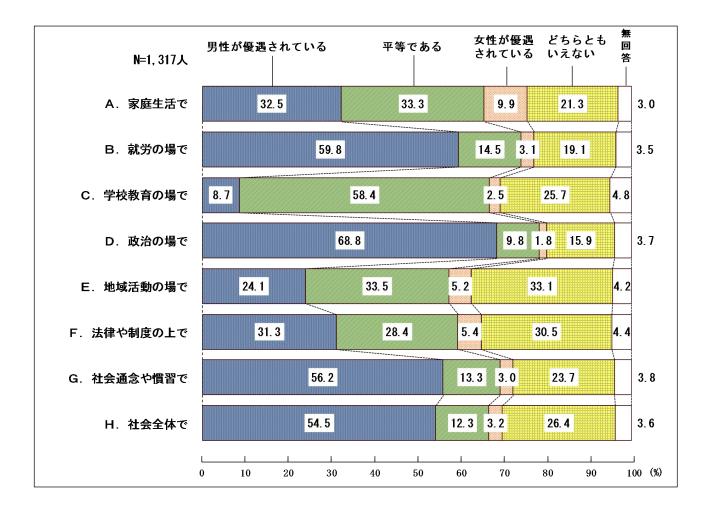
日常的な事柄は主に誰がしているかについては, [G.育児], [H.親や病人の世話・介護]の「該当しない」を除くと, どの項目も「主として妻」が最も多い状況です。「主として妻」については徐々に減少していますが, まだまた高い状況であることが伺えます。

<u>イ. 配偶者や恋人からの暴力をDV(ドメスティック・バイオレン</u> ス)と言いますが、あなたは次のような行為をDVだと思いますか。



DV(ドメスティック・バイオレンス)だと思うことについては、全12項目のうち10項目で、「DVだと思う」が65%以上を占めています。 [A.なぐったり、けったりする] 、 [B.髪の毛をひっぱる]など9割を超えているものがある一方、項目によっては5割に届かないものもあり、継続的な啓発が必要です。

ウ. あなたは、次の分野で男女は平等になっていると思いますか。



各分野における男女の平等感については「平等である」との回答が最も多いのは[学校教育の場]となっています。[就労の場][政治の場][社会通念や慣習][社会全体]については、いずれも「男性が優遇されている」との回答が多く、男女共同参画社会の実現には引き続き啓発をしていかなくてはなりません。